

不利益処分に関する処分基準 個票

経営管理部 管財課

不利益処分の内容	詐偽その他不正の行為により行政財産使用料の徴収を免れた者に対する過料	
根拠法令等及び条項	栃木市行政財産使用料条例第7条	
処分基準	根拠条項	栃木市行政財産使用料条例第7条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市行政財産使用料条例抜粋 (過料)</p> <p>第7条 詐偽その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	